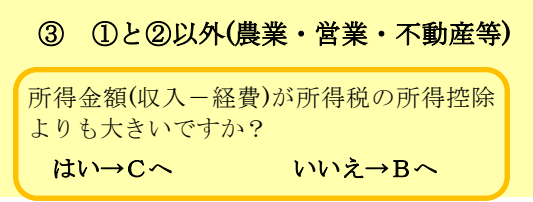
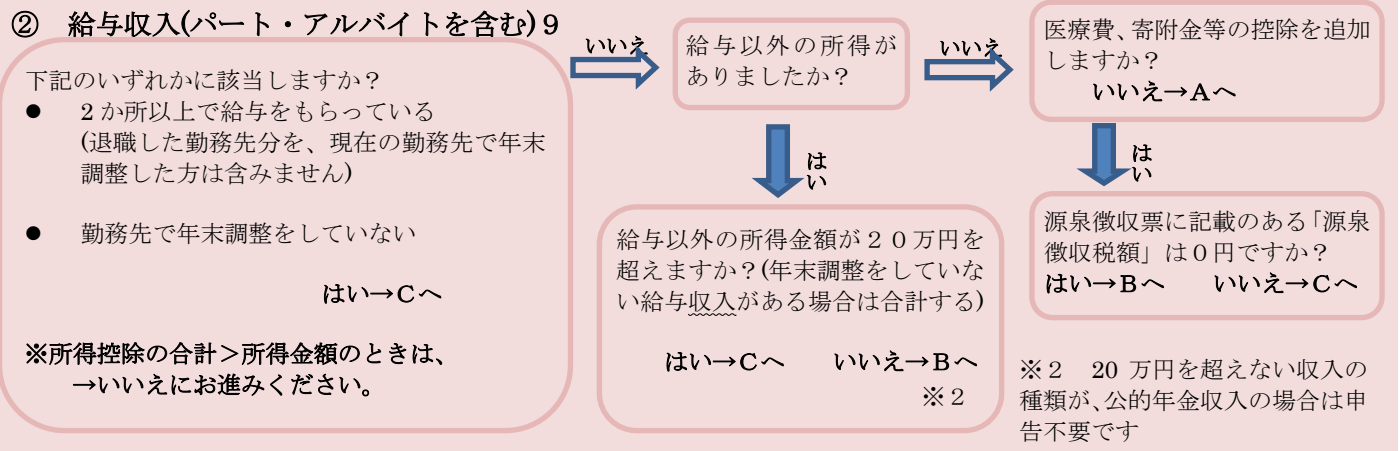
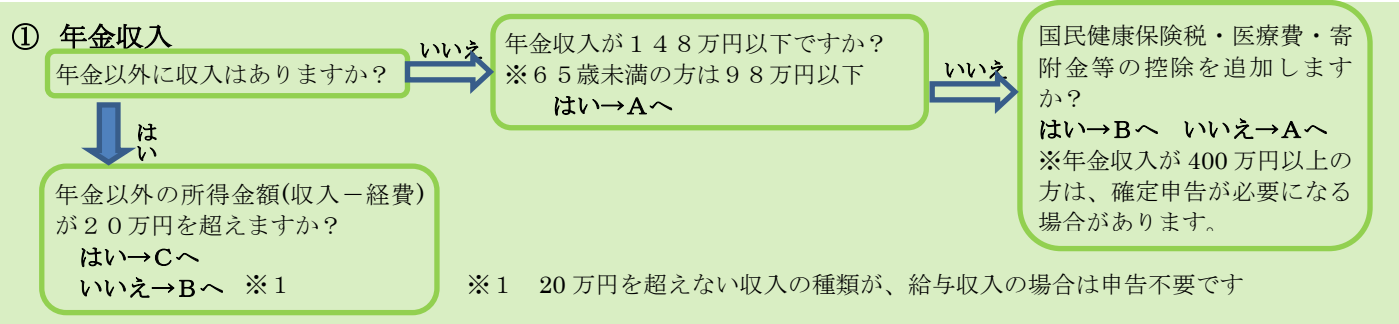
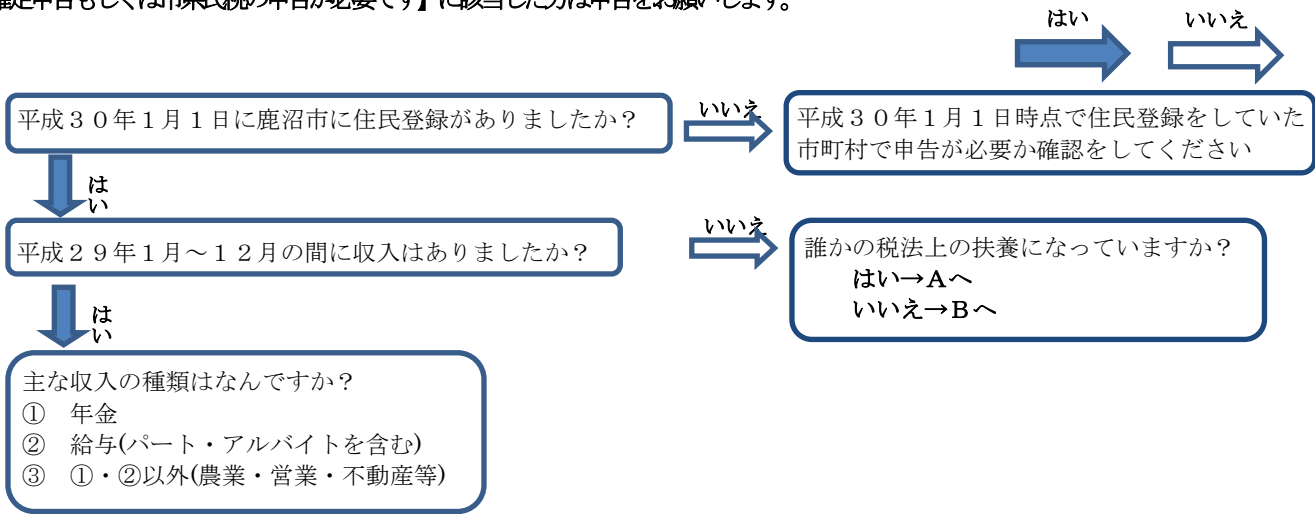


市県民税申告フローチャート

お問合せ 税務課市民税係
TEL0289-63-2112

下記のフローチャートで申告が必要か・不要かを確かめください。
【確定申告もしくは市県民税の申告が必要です】に該当した方は申告をお願いします。



チャート結果

A・・・確定申告も市県民税申告も不要です。
B・・・市県民税の申告が必要です。
C・・・所得税の確定申告が必要です。

申告についての注意点

- 確定申告を済ませた方は、市県民税の申告は必要ありません。
 - 収入が遺族年金や障害年金のみの方は、申告不要の場合がありますので、お問合せください。
 - Aに該当する方でも、H29年中の所得の証明書等が必要になる場合には、申告をお願いします。
 - Bに該当し、医療費・寄附金など控除の追加で申告される方でも、もともと税額が0円の方は申告が必要ない場合があります。
 - Cに該当しない方でも、以下の申告は鹿沼税務署で申告をお願いします。
 - 青色申告
 - H29年中に家を新築し、住宅借入金等特別控除を適用する申告
 - 給与収入2,000万円以上の方
- ご不明な点がございましたら、税務課市民税係までお問い合わせください。